

質 疑 回 答 書 (その1)

入札参加者 様

(入札名称) 令和4年度滋賀県立大学学舎等電気調達業務

公立大学法人滋賀県立大学事務局財務課

TEL : 0749-28-8208

先日質疑いただきました事項について下記のとおり回答します。

番号	内 容	質疑事項	回 答
1	仕様書関係	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	令和4年度中に共通講義棟（A棟）一部の空調設備改修工事を実施予定ですが、年度途中での契約の変更は予定していません。
2	契約関係	一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。	電気需給契約書（案）第24条第1項の「予期することのできない経済情勢の変動」にあたる場合は協議の対象とします。
3	契約関係	供給開始時に契約電力の変更を行なう施設がある場合、現在の契約電力を教えてください。 ※協議制の施設においての変更、協議制⇒実量制への変更、実量制⇒協議制への変更 また、契約電力を減少する場合は、直近1年間の最大需要電力が変更後の契約電力を上回っていると変更できかねてしまいますが宜しいでしょうか。 減少変更する場合、直近1年間の実績をいただけますでしょうか。	令和4年度より学舎の契約電力を入札説明書等に記載の数量に増量を予定しています（現在2350kW）。 協議制から実量制へ変更および実量制から協議制へ変更を予定している施設はありません。

4	契約関係	<p>検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。その旨ご了承頂けますか。</p>	<p>了承しますが、電気需給仕様書「3その他」に記載のとおり、WEB または電子データでも常時提供する体制が整っていることが必要です。</p>
5	契約関係	<p>(権利義務の譲渡等の禁止) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。 『ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』</p>	<p>電気需給契約書(案)第6条のとおりとします。</p>
6	契約関係	<p>契約書の提出および契約締結期限は土日、祝日を除く日数でしょうか。期限について協議可能でしょうか。</p>	<p>契約の締結は、契約の相手方を決定した日から7日以内(土曜日・日曜日および祝日を含む)です。 ただし、契約責任者が特別の理由があると認めた場合は、その期限を30日の範囲内で延長することができます。</p>
7	契約関係	<p>契約保証金免除方法について ①「公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程第40条(3)には「第2条の規定による資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約をりこうしないこととあるおそれがないとき」とあり、第10条(2)の入札保証金の納付の免除の条件とも酷似しておりますが、入札保証金が免除になった場合は、契約保証金も免除となりますか。 ②入札保証金が免除になったが、契約保証金が免除にならない場合は、具体的にはどのような理由によるものでしょうか。 ③落札時に提出物がございますか。 (落札前で恐縮ですが、参加判断材料にもなりますので、入札前に具体的にご教示いただけますと幸いです。)</p>	<p>電気供給にかかる契約は、契約事務取扱規程第40条第7号の規定にあたるため、入札保証金の納付の有無にかかわらず、契約保証金は免除となります。 電気需給仕様書および電気需給契約書(案)のとおり契約を締結する場合は、落札決定時に提出いただくものではありません。</p>